○外務省告示第三百七十号

平成二十一年六月十八日に東京で、カミギン島防災復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十一年七月八日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　カミギン島防災復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで

4　署名者

日本側　桂誠在フィリピン大使

フィリピン側　アルベルト・ロムロ外務長官

○外務省告示第三百七十一号

平成二十一年六月十八日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

平成二十一年七月八日

外務大臣　中曽根弘文

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　飯塚裕一在キルギス臨時代理大使

キルギス側　スルタノフ・マラト財務大臣

平成二十一年七月八日

外務大臣　中曽根弘文

○財務省告示第二百三十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月八日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千三百六十三億二千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百二十六億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭三厘一毛

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年六月一日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭二厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭三厘一毛

十二　償還期限　平成二十一年八月三十一日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十一年六月一日

○財務省告示第二百三十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月八日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千三百十四億六千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百七十四億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆三千二百八十九億八千七百二十万七千八百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百七十二億六百三十二万六千四百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年六月八日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭三厘六毛

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十五銭三厘一毛